

## 議会改革調査研究特別委員会中間報告

議会改革調査研究特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、平成28年9月第3回定例会最終日9月30日の本会議において、合併後10年を迎えようとする村上市の第3期の村上市議会として、議会基本条例をもとに本市議会の議会改革等について調査、研究することを目的として設置されました。

以後、平成28年11月4日に第1回特別委員会を開催して、正副委員長の互選を行い、委員長を仰せつかりました私から、当特別委員会への所信を述べさせていただくとともに、当委員会の運営等についての検討要綱の協議を行い、検討期間を平成30年3月までとするほか、会議結果の集約については話し合いによる全会一致に務めること、そして検討事項は議会基本条例に関する事項、福利厚生も含めその他事項とすることなどを検討し、次回で整理することしました。

これを受けて、11月28日の第2回特別委員会では、議会改革調査研究についての検討要綱を決定し、その他、検討項目及び優先順位についてということで、次回からは、議会基本条例の第1条から順に条文内容の見直しを含め検討していくこととし、その他、市民意見の求め方について、パブリックコメントは案ができてからということで、それ以外は随時、意見を求めることとして、議会ホームページの当特別委員会のところからメール送信できるようにし、なお、議会だよりの記事としても掲載していくこととされました。

次に、12月19日に開催された第3回特別委員会から、議会基本条例の確認・検討を行い、第1条、目的から第3条、議員の活動原則までは現状のままとし、第4条、議長の責務については、特に正副議長の登庁体制について議論があり、他市の状況も調べながら次回において検討することとされました。次に第5条、会派については現状のままとし、第6条、市民と議会の関係については、会議の公開についての議論があり、原則公開のままとすることとしました。次に第7条、市民参画及び協働、第8条、議会の情報提供については現状のままとし、次に、第9条、議員と市長等との関係については、議員と職員との酒席について、今後、倫理条例を検討する中で協議することとしました。次に、第10条、政策等の形成過程の説明要求については、現状のままとし、第11条、政策立案及び政策提言については、意見として、もっと賛成討論をすべきとの意見がありました。次に第12条、議会運営、第13条、委員会、第14条、会議における質疑応答については、現状のままとし、第15条、政務活動費の執行及び公開については、政務活動費の領収書までのホームページ上での公開についての議論があり、この件については、議会内で内部監査を行っていることを条文に追加し、なお、議会ホームページ上に政務活動費審査要綱をのせることを検討することとされました。次に、第16条、議員研修の充実強化については、現状のままとし、第17条、議会事務局の体制整備については、臨時職員数も含め他市との比較をしていくこととしました。次に、第18条、議会図書室、第19条、予算の確保については、現状のままとし、第20条、議員定数、第21条、議員報酬について、条文はこのままとして今後、具体的に検討することとし、次に、第22条、議員の政

治倫理については、倫理規定の方向性について協議していくこととしました。次に、第23条、最高規範性、第24条、見直し手続きについては、現状のままとすることとして、以上、なお、各会派で確認することとしました。

次に、平成29年1月26日に開催された第4回特別委員会では、特に、第4条、議長の責務の関連で、正副議長の登庁体制について何らかの約束ごとがあっても良いのではないについては、結論には至りませんでした。また、第15条、政務活動費については、内部監査について、条例等で明文化することとし、なお、政務活動費の増額については今後の検討とされました。さらに、第22条、議員の政治倫理については、倫理条例を制定していくこととし、今後、検討することとしました。

次に、3月1日に開催された第5回特別委員会では、第4条、議長の責務について結論を得ることとされ、これまでの議論と現状を踏まえ、事務局とより連絡を密にし、できる限り登庁するよう対応したいとの議長からの発言があり、これをもって終結をいたしました。なお、関連として、議長の会派及び常任委員会への所属等については、今後、議長の検討によることとされました。また、第15条、政務活動費の執行と公開についての明文化については、収支報告書を議会窓口で閲覧できることについて加える。議会ホームページに村上市議会政務活動費審査要綱により審査している旨を載せる。あわせて同審査要綱の全文を載せ、さらに、告示し、例規集に搭載する。収支報告書（領収書を含む）の議会窓口での閲覧について、ホームページに掲載することとしました。

また、政務活動費の増額の件については、現時点では、現行のとおりとすることといたしました。第22条、議員の政治倫理については、長井市等先進の例を参考に議会と理事者との緊張関係を保つ点を重点として事務局案を作成することとしました。

次に、3月28日に開催された第6回特別委員会では、倫理条例案を示し検討を行いました。今後、更に事務局で案を研究することとされました。また、第20条、議員定数について、議会基本条例前文を踏まえた議員定数のあり方について各会派の意見報告と検討を行いました。このことは、次回以降にさらに検討することとされました。

次に、5月26日に開催された第7回特別委員会の以降の会議では、特に議員定数と報酬の検討方法について協議を行い、第7回特別委員会では、先ず、各会派から定数と報酬について、それぞれ意見を伺いました。定数と報酬についても検討するための特別委員会であるから当委員会でも十分議論をつくし結論を出していくという意見もありましたが、議員定数については、審議してもらう付属機関の設置も含め検討の手法を会派で検討することとされ、報酬の審査方法も含めアンケート結果を見ながら意見を取りまとめ検討を始めることとしました。次に、9月12日、26日に開催された第8回及び第9回特別委員会では、その議員定数と報酬に関するアンケート調査の方法、内容等について検討を行い、定数及び報酬についての検討の議論を深めるため、全議員を対象とし、期間は9月29日から10月10日まで、なお、個別の調査票は公開されることを前提とし行うこととされました。

次に、10月27日に開催された第10回特別委員会では、このアンケート結果・内容

について確認を行いました。結果については、既に皆様にお示しをした通りであります  
が、なお、この定数と報酬についての検討方法を当特別委員会での協議とするか、付属機  
関等での検討とするかについて再度、確認を行いました。

次に、11月21日に開催された第11回特別委員会では、先の第10回の検討を受け  
て、第三者による委員会の設置について、理事者側との協議結果の報告を行い、それを受  
けて協議を行ったところ、**検討方法については、議会自身で第三者である学識経験者等に  
調査させることのできる「知見の活用」により行うこととされました。**

これを受けて、その学識経験者等について、候補者の選定を正副委員長において行い、  
地元の公認会計士、司法書士等から4名、そして、この議会改革について専門の知見をお  
持ちの、新潟県立大学の田口准教授にも加わっていただくよう手配を進め、まずは、田口  
准教授と正副委員長とで打合せをさせていただいたところ、知見の活用での調査を行って  
いただく前段として、議員報酬と定数をどう考えるか、その考え方の根本についてお話を  
頂き、委員だけでなく議員各位からの共通認識を頂きたいとのことから、1月19日の第  
12回特別委員会の事務調査では、**田口准教授を講師としてお招きし、「議員定数・報酬  
の検討について」の講演をいただきました。**

これを受けて、調査委員として調査を頂くべく各委員予定者の日程調整を進めました  
が、日程が年度末となってしまったこともあり、最終的には日程が整わず、まだ行なわれ  
ていないところです。

次に、2月28日の第13回特別委員会では、先の「議員定数・報酬の検討研修会」の  
講演内容をふまえ、当委員会としての検討方針の確認を願い、**未来のあるべき村上市の議  
会としての議員定数と報酬を、外部の意見も市民の意見も取り入れて検討していくという  
検討方針が確認されました。**その上で、当委員会の検討期間の1年間の延長とこの中間報  
告の実施について決定され、併せて、これまでの検討結果についてお示しをするととも  
に、調査いただく委員の見直しも行き、すみやかに知見の活用における調査を行えるよう  
進めることとされました。

以上、これまでの審議の経過等について、概要を述べましたが、今回の報告後も、さら  
に議論を積極的かつ建設的に積み重ね、最終案を提案できるよう努力する決意であります  
ので、議員各位のご理解をお願い申し上げ、中間報告といたします。

平成30年3月16日

議会改革調査研究特別委員会 委員長 平山 耕